

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年9月4日 |
| 【会社名】 | 浜井産業株式会社 |
| 【英訳名】 | HAMAI CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 武藤公明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区西五反田五丁目5番15号 |
| 【電話番号】 | 03(3491)0131(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理担当兼経理部長 山畑喜義 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区西五反田五丁目5番15号 |
| 【電話番号】 | 03(3491)0131(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理担当兼経理部長 山畑喜義 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 326,000,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|--|
| 普通株式 | 2,000,000株 | 完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株となっております。 |

(注) 1 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成26年9月4日開催の取締役会決議によります。

なお、本第三者割当増資の実施は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件としております。

2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 2,000,000株 | 326,000,000 | 163,000,000 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 2,000,000株 | 326,000,000 | 163,000,000 |

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 163 | 81.5 | 1,000株 | 平成26年9月22日(月) | - | 平成26年9月26日(金) |

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合には、本第三者割当増資は行わないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------|--------------------|
| 浜井産業株式会社 経理部 | 東京都品川区西五反田五丁目5番15号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|--------------------|
| 株式会社みずほ銀行 五反田支店 | 東京都品川区西五反田一丁目27番2号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 326,000,000 | 6,300,000 | 319,700,000 |

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、登録免許税約1,100千円、株式事務手数料約300千円、有価証券届出書及び目論見書作成費用約600千円、弁護士等費用約4,300千円の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額319,700,000円の使途につきましては、次のとおり予定しております。

また、調達資金を具体的な使途に充当するまでは、銀行口座にて管理することといたします。

| 具体的な使途 | 金額（円） | 支出予定時期 |
|-----------------------------------|-------------|------------------|
| スマートフォン関連部品加工用ラップ盤を製造するための部材の調達費用 | 269,700,000 | 平成26年10月～平成27年9月 |
| 自動車部品加工用新型ホブ盤の開発費用 | 50,000,000 | 平成26年10月～平成27年3月 |

当社は、創業来から製造している歯車加工機（ホブ盤）と、その技術を使った平面研磨機（ラップ盤）を主力製品として、それらの開発・製造・販売を中心に事業展開をしております。

マイクロメートル単位の加工平坦度を実現するラップ盤は、当社が開発した「流体軸受方式」と呼ばれる技術を採用し、その加工対象は、水晶、ガラス、シリコンウェハー、SiC、LED向けサファイア基板等に広がっております。また、当社のラップ盤を用いて加工した部品は、テレビ、パソコン、デジカメ、携帯電話、スマートフォン等、主にデジタル家電製品に使用されており、その対象は日々拡大しております。スマートフォンが情報端末の主役になりつつある今日、当社はその状況に対応するべく、スマートフォン関連部品加工用ラップ盤の開発と製造に人材、資金、及びその他の経営資源を重点投下し、当該市場の拡大に伴って販売を増加させることにより、ラップ盤事業における売上の拡大を目指しております。

もう一つの主力製品であるホブ盤につきましては、当社は小径歯車を加工する製品に強みを持っております。そのため、これまで当社のホブ盤は、電動工具、小型減速機、プリンターといった小型モーターを使用する製品や、自動二輪車、釣具リール、腕時計等の製造に使われてまいりました。これらの需要は今後も変わらず見込めますが、当社はさらに歩を進めて、ホブ盤の新たな市場を開拓してまいります。

昨今のエコ志向による自動車の軽量化に伴い、自動車部品に使用される歯車が従来よりも小型化しており、当社のホブ盤が得意とする領域に入ってきているものも少なくありません。また、この傾向は今後も継続していくものと思われれます。そこで当社は、自動車部品加工用ホブ盤を重要な市場として捉え、そのための新製品の開発や積極的な販売展開に取り組み、ホブ盤事業における売上の拡大も併せて目指してまいります。

本第三者割当増資による資金調達は、上記の事業戦略の実現に必要な資金を確保するために行うものです。

当社は、前連結会計年度にスマートフォン関連部品加工用ラップ盤の大口受注を獲得し、それが売上増に貢献したこともあり、当連結会計年度第1四半期の連結売上高は、ラップ盤で約17億円に達しました。当社は、この取引を軌道に乗せ、今後も同様の受注を獲得していきたいと考えております。そして、品質・納期・アフターサービス等を含めて、お客さまからの信頼を維持することにより、今後もスマートフォン関連部品加工用ラップ盤の受注は継続して獲得できるものと見込んでおります。当社は、本第三者割当増資によって調達した資金を、当該ラップ盤の受注により必要となる部材購入費の一部に充当する予定です。本第三者割当増資により調達する以外の部分については、手元資金により充当してまいります。

また、当社は、ホブ盤についての新たな市場の開拓を目指して、自動車部品加工用新型ホブ盤を開発中です。これに伴い、当社は、本第三者割当増資によって調達した資金を、この新型ホブ盤の開発費用にも充当する予定です。自動車部品加工用新型ホブ盤の新規開発費の内訳は、設計費用として、11,300千円、試作品製作費用として、38,700千円を見込んでおります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|-------------------|---|
| a 割当予定先の概要 | |
| 名称 | 富士機械製造株式会社 |
| 所在地 | 愛知県知立市山町茶碓山19番地 |
| 最近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 事業年度第68期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月30日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第69期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月8日 関東財務局長に提出 |
| b 提出者と割当予定先との間の関係 | |
| 出資関係 | 当社株式を1,709,000株（発行済株式総数に対する割合5.24%）保有しております。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 現在当社と共同で、自動車部品メーカー向け新型ホブ盤の一種であるモジュール型ホブ盤の開発を行っており、平成26年10月末の「日本国際工作機械見本市」に共同で出展後、販売についても共同で販売展開する予定です。 |

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

| | |
|-----------------|---|
| a 割当予定先の概要 | |
| 名称 | ファナック株式会社 |
| 所在地 | 山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3580番地 |
| 最近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 事業年度第45期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月30日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第46期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月6日 関東財務局長に提出 |
| b 提出者と割当予定先との関係 | |
| 出資関係 | 当社株式を250,000株（発行済株式総数に対する割合0.77%）保有しております。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | ホブ盤及びフライス盤の当社製品に搭載するCNC装置の購入先です。 |

（注） 提出者と割当予定先との関係は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、本第三者割当増資を実施するにあたり、当社がこれから推進していく二大戦略分野における重要取引先を割当予定先とすることとしました。これにより、資金調達の目的を達成するだけでなく、重点事業の取引先との関係強化をはかることができ、当社の企業価値向上の観点からも望ましいと考えたからです。

割当予定先である富士機械製造株式会社及びファナック株式会社は、両社ともに当社と同じ工作機械業界に所属し、当社の既存株主でもありますので、当社の事業内容、経営方針等につきましては十分にご理解をいただいている先であります。また、当社は、現在、富士機械製造株式会社との間で自動車部品加工用新型ホブ盤の一種であるモジュール型ホブ盤を共同開発中であり、今後は共同での販売も予定しております。他方、当社がファナック株式会社から購入しておりますCNC装置は、当社が製造するホブ盤及びフライス盤に搭載されておりますので、両社とも当社にとって重要な取引先であります。

このような当社と割当予定先2社との関係から、今回の資金調達の目的、すなわちスマートフォン関連部品加工用ラップ盤の製造に向けた部材購入資金及び自動車部品加工用新型ホブ盤の新規開発資金の確保が、いかに当社の経営上重要であるかについては、十分にご理解をいただいております。

こうして、富士機械製造株式会社とファナック株式会社を割当予定先とすることは、前述の割当予定先選定方針とも合致しますし、当社の企業価値の向上並びに株主利益の拡大に資するものと判断しましたので、当社はこの2社を割当予定先に選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

| 割当予定先 | 種類 | 株式数 |
|------------|--------|------------|
| 富士機械製造株式会社 | 当社普通株式 | 1,500,000株 |
| ファナック株式会社 | 当社普通株式 | 500,000株 |
| 合計 | | 2,000,000株 |

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、当社株式について長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である富士機械製造株式会社の直近の有価証券報告書（平成26年6月30日提出）及びファナック株式会社の直近の有価証券報告書（平成26年6月30日提出）における財務諸表に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

富士機械製造株式会社は株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、当社は、同社がこれらの取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（いずれも平成26年6月27日）において、反社会的勢力とは一切関わらない旨を企業行動憲章で規定していることとされていること、及び反社会的勢力排除の対応を行う統括部門を定め、警察等の外部の専門機関と連携を図りつつ対応するとされていること、を確認しました。

ファナック株式会社は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（平成26年7月1日）において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を持たないとされていること、及び関係機関と連携して対応する体制をとっているとされていることを確認しています。

当社は、これらの記載に基づき、割当予定先は、反社会的勢力と関係がないと判断しました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式の発行価格につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議（以下「本発行決議」といいます。）日の直前営業日までの1ヵ月間（平成26年8月4日から同9月3日）の株式会社東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値平均171円を基に163円（ディスカウント率5%）といたしました。

発行価格を本発行決議の直前営業日の終値ではなく、直前営業日までの1ヵ月間の終値平均値を基準として算定した理由は、当社の企業価値とは直接的には関係しない短期間の株価変動による影響を適切に排除するためです。当社は、本発行決議の4営業日前（平成26年8月29日）に、当連結会計年度第2四半期累計期間の業績予想を下方修正すると発表しました（これを、以下「本件下方修正」といいます。）が、その翌営業日に当社の株価は前営業日比（終値ベース）で14円下落し、その後も本発行決議の直前営業日（平成26年9月3日）の終値151円まで下落しております。しかしながら、その間も当社の企業価値には何ら変動はないため、この株価の下落は、本件下方修正に帰因する一時的なものであると考えざるを得ません。そうだとしますと、そのような一時的な下落の影響が残る株価は、たとえそれが本発行決議の直前営業日の終値であっても、当社株式の客観的価値を合理的に示しているとはいえず、むしろ本件のような場合には、一定期間の標準化された値（終値平均）を基準に株式価値を算定すべきであると考えられます。そのようにして算定することにより、恣意性や特殊要因を排除することができ、株式価値の算定における客観性・合理性を担保することができるからです。以上のような考えから、当社は、本株式の発行価格を、本発行決議の直前営業日の終値ではなく、直前営業日までの1ヵ月間の終値平均値を基準として算定いたしました。

なお、一定期間をどの程度とするべきかについては、平成22年2月10日付けの日本証券業協会「第三者割当増資の取扱に関する指針」（以下「日証協指針」といいます。）が原則としている「発行決議の直前日の価格」に近いこと、本件下方修正後の株価変動は3営業日（平成26年9月1日から同3日）に過ぎず、その影響を適切に排除するのに徒らに長期間とする必要性は乏しいことから、1ヵ月が適切であると判断しました。

また、5%というディスカウント率は、割当予定先との協議の上で決定いたしました。当社は、当社株式の株式市場における動向、当社株式は流動性がそれほど高くないこと、割当予定先2社が当社株式を中長期間にわたり継続保有する方針であること、本第三者割当増資により割当予定先2社それぞれとの関係が強化されることといった事情を考慮して、5%のディスカウントには合理性があると判断しました。

上記のような考え方及びディスカウント率に従って算出した発行価格163円は、株式会社東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の、上記取締役会決議日の直前営業日である平成26年9月3日の終値151円に対して7.9%のプレミアム、同日までの直前3ヵ月間の終値の単純平均値179円に対して8.9%のディスカウント、同6ヵ月間の終値の単純平均値141円に対して15.6%のプレミアムとなっております。そして、このような発行価格の算定は、日証協指針にも準拠していることから、本第三者割当増資の発行価格は、会社法第199条第3項に規定されている「特に有利な金額」に該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役4名（うち3名は社外監査役）も、当該発行価格は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としつつ合理的な判断に基づいて決定されており、また、日証協指針も勘案されていることから、割当予定先に特に有利ではなく適法である、との意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数2,000,000株は、当社発行済株式総数32,624,000株に対し6.13%（小数点第三位を四捨五入）であり、また議決権個数2,000個は、平成26年3月31日現在の議決権総数32,214個に対して6.21%（小数点第三位を四捨五入）といずれも小規模なものであります。

前述のとおり、今回の資金調達には、当社の事業戦略の実現及びそれによる収益基盤の安定と強化のために必要な資金を確保するためのものであり、当社の企業価値の向上及び株主利益の拡大に資するものです。このことと、本第三者割当増資による希薄化率が小規模であることを総合勘案した結果、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%) | 割当後の 所有株式数 (千株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%) |
|-----------------|----------------------|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| 富士機械製造株式会社 | 愛知県知立市山町茶碓山19番地 | 1,709 | 5.31 | 3,209 | 9.38 |
| CA1 合同会社 | 東京都中央区新川2丁目13番11号 | 2,564 | 7.96 | 2,564 | 7.49 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 2,460 | 7.64 | 2,460 | 7.19 |
| JFEエンジニアリング株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 | 2,460 | 7.64 | 2,460 | 7.19 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 1,323 | 4.11 | 1,323 | 3.87 |
| 浜井産業取引先持株会 | 東京都品川区西五反田五丁目5番15号 | 1,277 | 3.96 | 1,277 | 3.73 |
| ファナック株式会社 | 山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3580 | 250 | 0.78 | 750 | 2.19 |
| 武藤公明 | 東京都文京区 | 702 | 2.18 | 702 | 2.05 |
| 武藤公志 | 東京都品川区 | 469 | 1.46 | 469 | 1.37 |
| 株式会社ミットヨ | 神奈川県川崎市高津区坂戸一丁目20番1号 | 427 | 1.33 | 427 | 1.25 |
| 計 | | 13,641 | 42.34 | 15,641 | 45.72 |

(注) 1 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

2 上記の他、平成26年3月31日現在190,963株を自己株式として所有しております。

3 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成26年3月31日時点の株主名簿を基に作成しております。

4 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日現在の株主名簿を基準に本第三者割当増資による変動を反映しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第88期）及び四半期報告書（第89期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年9月4日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載した「事業等のリスク」について、変更又は新たに記載すべき事由は発生しておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項を記載しておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年9月4日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第88期）の提出日（平成26年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年9月4日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成26年7月1日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成26年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

武藤公明、山畑喜義、徳永正登及び政木道夫を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

清川敬久を監査役に選任するものであります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合(%) |
|--|------------|------------|------------|-------|--------------------|
| 第1号議案 取締役4名選任の件 | | | | | |
| 武藤 公明 | 19,546 | 173 | 0 | (注) 1 | 可決 97.48 |
| 山畑 喜義 | 19,559 | 160 | 0 | | 可決 97.54 |
| 徳永 正登 | 19,559 | 160 | 0 | | 可決 97.54 |
| 政木 道夫 | 19,553 | 166 | 0 | | 可決 97.51 |
| 第2号議案 監査役1名選任の件 | | | | (注) 1 | |
| 清川 敬久 | 19,542 | 177 | 0 | | 可決 97.46 |
| 第3号議案 当社株式の大規模買付 行為に関する対応策 (買収防衛策)の継続 の件 | 19,502 | 217 | 0 | (注) 2 | 可決 97.26 |

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(注) 2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第88期) | 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 | 平成26年6月27日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第89期第1四半期) | 自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日 | 平成26年8月12日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月27日

浜井産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | | |
|--------------------|-------|---|---|----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 | 原 | 明 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山 | 口 | 俊夫 |

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている浜井産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜井産業株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において118百万円の営業損失を計上し、3期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上することとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、浜井産業株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、浜井産業株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6 月27日

浜井産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | | |
|--------------------|-------|---|---|----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 | 原 | 明 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山 | 口 | 俊夫 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている浜井産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜井産業株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、当事業年度において108百万円の営業損失を計上し、3期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上することとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月12日

浜井産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | | |
|--------------------|-------|---|---|----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 | 原 | 明 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山 | 口 | 俊夫 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている浜井産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、浜井産業株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで、3期連続の営業損失を計上したものの、当第1四半期連結累計期間においては272,979千円の営業利益を計上することができた。

しかし、本格的な業績の回復には至っていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。